不動産を売却された方

所得税確定申告	基本料金(税抜)
給与・年金・所得控除	4万円

＋

不動産売却金額	売却加算(税抜)
4千万未満	8万
7千万未満	12万
1億円未満	18万
3億円未満	28万
5億円未満	38万
5億円以上	個別見積もり

＋

特例・特殊事情	オプション(税抜)
空き家・居住用の特例	8万
その他の特例	5万～15万
不動産所得・株式譲渡所得など	個別見積もり

共有の場合

共有の場合、それぞれ売却金額×持分より判定します。共有者の数に応じて３人までは30%割引、４人以上は40%割引いたします。（ただしオプション料金は除く。）

★売却代金の節税活用・・・無料相談券配布中

例えば、将来の相続税を心配されている方々は、皆さん売却代金を利用した節税に取り組まれています。子や孫への贈与や生命保険を活用した一般的な節税対策に加えて、お客様の個別の状況に応じた特別な節税対策もご提案させていただきます。

村川雄三税理士事務所
東京都小金井市梶野町1-2-36 B-09

TEL 042-401-2169、090-7440-5398
MAIL y.murakawa@murakawa-tax.com
WEB https://murakawa-tax.com/

WEB→ MAIL→